



2025 年 9 月 5 日

各 位

会 社 名 ニ ッ タ 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 北村 精一
(コード番号 5186 東証プライム)
問合せ先 取 締 役 兼 執 行 役 員
コーポレートセンター長 懸上 耕一
(電話番号 06-6563-1211)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社を含む NITTA グループ（注 1）（以下、「当社グループ」といいます。）は、2017 年 3 月に、当社グループのあらゆる事業活動やサステナビリティに関する取り組みの判断基準となる新たな経営理念を制定し、当該経営理念に基づき、グループ全体が一丸となり、真のグローバル企業として更なる価値創造に取り組んでおります。

2022 年 3 月期から 2031 年 3 月期の 10 年間を対象とする中長期経営計画『SHIFT2030』では、当社グループの 10 年後のあるべき姿を「ものづくりを核としたシフトイノベーター」と定め、それを達成するための 3 大 SHIFT として、①成長への SHIFT（既存事業の持続的成長、新事業の探索、新製品開発の加速）、②企業価値向上への SHIFT（品質及びトータルコスト競争力の向上、コーポレートガバナンス・コンプライアンスの強化、ESG 推進と SDGs の GOAL 達成）、③更なるグローバル化への SHIFT（各事業の更なるグローバル展開、コーポレート部門によるグローバルサポート強化）を推進しております。

また、当社は、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としており、定款の規定に基づき、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行っております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。2025 年 3 月期の配当については、1 株当たり 140 円の配当（うち中間配当 66 円）を実施しました。また、2026 年 3 月期の配当については、中間配当は 1 株当たり 72 円、期末配当は 1 株当たり 73 円の配当を予定しております。

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、株主総会決議によらず取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した柔

軟かつ機動的な資本政策を遂行することを目的とするものです。なお、当社は2025年9月5日までの過去5年間に於いて、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法により、下表のとおり、自己株式を取得しております。

（注1） 「NITTAグループ」とは、当社、連結子会社及び関連会社をいいます。なお、2025年3月31日現在、NITTAグループは、当社、連結子会社32社及び関連会社11社で構成されています。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数	累計取得価額の総額
2021年3月5日開催取締役会	2021年3月8日～ 2021年5月27日	450,000株	1,198,280,700円
2022年3月4日開催取締役会	2022年3月7日～ 2022年7月29日	400,000株	1,106,704,000円
2023年2月3日開催取締役会	2023年2月6日～ 2023年4月10日	250,000株	737,578,700円
2024年9月6日開催取締役会	2024年9月9日	300,000株	1,099,500,000円

当社は、2025年6月9日に、当社の株主（2025年3月31日時点の株主順位：第3位）であるアイビーピー株式会社（以下、「アイビーピー」といいます。）（2025年3月31日時点の所有株式数は2,301,000株（2025年3月31日時点の所有割合（注2）：8.27%）より、その所有する当社普通株式の一部である当社普通株式400,000株（以下、「応募意向株式」といいます。）を売却する意向があり、かかる当社普通株式を当社において自己株式の公開買付けの方法により取得することを検討してほしいとの初期的な打診を受けました。なお、アイビーピーは、当社の創業家である新田浩士氏及び新田任子氏が代表取締役を務める資産管理会社です。

（注2） 「所有割合」とは、当社が2025年6月25日に提出した第96期有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数（29,272,503株）から同日時点で当社が保有する自己株式数（1,464,792株。従業員持株会信託型ESOPの信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有している当社株式121,500株は含めておりません。）を控除した株式数（27,807,711株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の計算において同じとします。

当社は、アイビーピーから上記打診を受けた2025年6月9日以降、かかる自己株式の取得を実施することの是非についての初期的な検討を行ったところ、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、その条件次第では、アイビーピーからの打診に応じる意義はあると考えるに至り、当社として、その実施の是非やタイミングについて具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が応募意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。具体的な取得方法については、①株主間の平等性、②取引の透明性、③公開買付けの手法による場合には市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であり、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、

市場で取引されている価格との乖離による経済合理性の観点から応募予定株主以外の株主による応募は限定的となると考えられ、当社による応募意向株式の取得の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、及び④応募予定株主以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、①当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、②上場会社の行う自己株式の取得の多くが、市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けが可能であるため、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われること等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社の資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。当社は、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2021 年 1 月 1 日以降に決議され、2025 年 6 月末日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例 109 件を確認したところ、ディスカウント率を用いて実施された 95 件（以下、「本事例」といいます。）において、10%程度（9%超～10%）のディスカウント率とする事例が 75 件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付けの買付け等の期間（以下、「本公開買付期間」といいます。）に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025 年 9 月 5 日）の前営業日である 2025 年 9 月 4 日の当社普通株式の終値又は 2025 年 9 月 4 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると 2025 年 7 月 16 日に判断いたしました。

その後、当社は、2025 年 7 月 22 日にアイビーピーに対し、アイビーピーが所有する当社普通株式 2,301,000 株のうち、400,000 株について、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である 2025 年 9 月 5 日の前営業日である 2025 年 9 月 4 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は 2025 年 9 月 4 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して 10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合に応募することを提案したところ、2025 年 7 月 28 日にアイビーピーより、ディスカウント率については、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025 年 9 月 5 日）の前営業日である 2025 年 9 月 4 日の当社普通株式の終値に対して 10%とすることを希望する旨の回答がありました。当社は、2025 年 7 月 30 日にアイビーピーに対して、再度、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有することから、本公開買付けの

実施に係る当社取締役会決議日(2025年9月5日)の前営業日である2025年9月4日の当社普通株式の終値又は2025年9月4日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることを提案したところ、同日、アイビーピーより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合は応募する旨の回答を得ました。なお、当社はアイビーピーとの間で本公開買付けへの応募に係る応募契約は締結しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、2025年6月25日に提出した第96期有価証券報告書に記載された2025年3月末日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び現金同等物)は35,061百万円であり、本公開買付けの実施に約16億円を要することを考慮しても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格については、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である2025年9月5日の前営業日である2025年9月4日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である4,055円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して10%ディスカウントした価格である3,650円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。)とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、応募予定株主以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、本事例95件のうち、特定の株主が応募を予定する株数に10%程度を上乗せした株数を買付予定数としている事例が47件と最多であることから、応募意向株式に10%程度を上乗せした株数が適切であると考え、応募意向株式400,000株に対して10%を上乗せした440,000株を上限とすることを2024年9月5日開催の取締役会決議に基づき決定しております。本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社は応募意向株式400,000株のうちの一部を取得することとなります。当社は、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、応募意向株式の全てが買付けされない場合、当社が取得することができなかった当社普通株式について、アイビーピーより、取り得る選択肢について検討する方針である旨の回答を得ております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	440,100 株 (上限)	1,606,365,000 円 (上限)

(注1) 発行済株式総数 29,272,503 株 (2025 年 9 月 5 日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 1.50% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 2025 年 9 月 8 日 (月曜日) から 2025 年 11 月 28 日 (金曜日) まで

(注4) 買付予定数以上の応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に 1 単元 (100 株) を加算しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2025年9月5日 (金曜日)
② 公開買付開始公告日	2025年9月8日 (月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2025年9月8日 (月曜日)
④ 買付け等の期間	2025年9月8日 (月曜日) から 2025年10月7日 (火曜日) まで (20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 3,650 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、①当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、②上場会社の行う自己株式の取得の多くが、市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けが可能であるため、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われること等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆さまの利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント

率の設定状況を把握するため、2021年1月1日以降に決議され、2025年6月末日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例109件を確認したところ、ディスカウント率を用いて実施された95件において、10%程度（9%超～10%）のディスカウント率とする事例が75件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025年9月5日）の前営業日である2025年9月4日の当社普通株式の終値又は2025年9月4日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると2025年7月16日に判断いたしました。

その後、当社は、2025年7月22日にアイビーピーに対し、アイビーピーが所有する当社普通株式2,301,000株のうち、400,000株について、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である2025年9月5日の前営業日である2025年9月4日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は2025年9月4日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合に応募することを提案したところ、2025年7月28日にアイビーピーより、ディスカウント率については、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025年9月5日）の前営業日である2025年9月4日の当社普通株式の終値に対して10%とすることを希望する旨の回答がありました。当社は、2025年7月30日にアイビーピーに対して、再度、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有することから、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025年9月5日）の前営業日である2025年9月4日の当社普通株式の終値又は2025年9月4日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることを提案したところ、同日、アイビーピーより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合は応募する旨の回答を得ました。なお、当社はアイビーピーとの間で本公開買付けへの応募に係る応募契約は締結しておりません。

以上を踏まえ、当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格については、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である2025年9月5日の前営業日である2025年9月4日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である4,055円に対して10%ディスカウントした価格である3,650円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である3,650円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である2025年9月5日の前営業日である2025年9月4日の東京証券取引所プライム市場におけ

る当社普通株式の終値 4,075 円から 10.43%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）ディスカウントした金額、同日までの過去 1 ヶ月間の同市場における当社普通株式の終値の単純平均値 4,055 円から 9.99%ディスカウントした金額、同日までの過去 3 ヶ月間の同市場における当社普通株式の終値の単純平均値 3,930 円に対して 7.12%ディスカウントした金額、同日までの過去 6 ヶ月間の同市場における当社普通株式の終値の単純平均値 3,810 円に対して 4.20%ディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、①当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、②上場会社の行う自己株式の取得の多くが、市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けが可能であるため、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われること等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆さまの利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2021 年 1 月 1 日以降に決議され、2025 年 6 月末日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例 109 件を確認したところ、ディスカウント率を用いて実施された 95 件において、10%程度（9%超～10%）のディスカウント率とする事例が 75 件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025 年 9 月 5 日）の前営業日である 2025 年 9 月 4 日の当社普通株式の終値又は 2025 年 9 月 4 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると 2025 年 7 月 16 日に判断いたしました。

その後、当社は、2025 年 7 月 22 日にアイビーピーに対し、アイビーピーが所有する当社普通株式 2,301,000 株のうち、400,000 株について、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である 2025 年 9 月 5 日の前営業日である 2025 年 9 月 4 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は 2025 年 9 月 4 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して 10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合に応募することを提案したところ、2025 年 7 月 28 日にアイビーピーより、ディスカウント率については、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025 年 9 月 5 日）の前営業日である 2025 年 9 月 4 日の当社普通株式の終値に対して 10%とすることを希望

する旨の回答がありました。当社は、2025 年 7 月 30 日にアイビーピーに対して、再度、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有することから、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日(2025 年 9 月 5 日)の前営業日である 2025 年 9 月 4 日の当社普通株式の終値又は 2025 年 9 月 4 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることを提案したところ、同日、アイビーピーより、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合は応募する旨の回答を得ました。なお、当社はアイビーピーとの間で本公開買付けへの応募に係る応募契約は締結しておりません。

以上を踏まえ、当社は、2025 年 9 月 5 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格については、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である 2025 年 9 月 5 日の前営業日である 2025 年 9 月 4 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である 4,055 円に対して 10%ディスカウントした価格である 3,650 円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	440,000 株	一株	440,000 株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(440,000 株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(440,000 株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い本公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金 1,634,000,000 円

(注) 買付予定数(440,000 株)を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

2025 年 11 月 4 日（火曜日）

③ 決済の方法

本公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）

（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（ア）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税 5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(イ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限り、）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2025年10月7日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量

権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、2025 年 8 月 1 日付で「2026 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該発表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該発表の内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

（ア）損益の状況（連結）

会計期間	2026 年 3 月期第 1 四半期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
売上高	21,625 百万円
営業利益	1,095 百万円
経常利益	3,174 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,744 百万円

（イ）1 株当たりの状況（連結）

会計期間	2026 年 3 月期第 1 四半期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益	99.10 円

（ご参考）2025 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 27,807,711 株

自己株式数 1,464,792 株

※自己株式数については、従業員持株会信託型 ESOP の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有している当社株式 121,500 株は含めておりません。

以 上